

【佐藤浩雄議員】

それでは、最後の一般質問をさせていただきます。

平成 15 年度新潟県予算案と規律化の確立と財政健全化についてお聞きいたします。

国、地方の平成 15 年度予算編成の結果、国の公債残高は 450 兆円程度、地方は 199 兆円程度、国、地方合計 685 兆円、国民 1 人当たり 539 万円程度に達するものと見積もられています。国の債務残高は、世界の開発途上国の累積債務 264 兆円の約 2.2 倍にもなり、公債費の利払いだけでも 9 兆 1,000 億円に達し、1 日 249 億円、1 分当たり 1,731 万円に利払いは達することとなりました。また、450 兆円の国債残高は、国家税収の約 11 年度分であり、国・地方債務残高は対 GDP 比で 151%、財政収支ではマイナス 7.7% に達し、イタリアの公債残高対 GDP 比 108.1% や、アメリカの財政収支マイナス 4.7% をはるかにしのぐ、断トツの世界最悪でございます。

また、我が県の県債残高 2 兆 351 億円は、県税収入の約 8.8 年分で、県民 1 人当たり 82 万 3,000 円にも達しております。

財政の本来の役割は、資源配分機能、所得再配分機能、経済安定化機能であります。しかるに、バブル崩壊後は、経済安定化機能、すなわちケインズ効果ばかりをねらって、実際、乗数効果が少なく、景気回復効果の少ない公共投資を繰り返した結果、借金のために借金を行う財政となり、時間軸上の資源配分を誤らせたのではないのでしょうか。

しかるに、今定例会でも知事は、景気の下支えと雇用確保のためにかかる措置をとったことは適切であった」との答弁を繰り返しておりますが、これではなぜ財政危機を招いたのか、原因が究明もされず、問題の先送りと責任逃れを行っていると同じことだと思います。知事は、就任後の財政運営についてどのように総括しているのか、改めてお伺いいたします。

また、膨大な国、地方の公債残高による世代間負担の不公平や時間軸上の資源配分の不適正化は、非競争性、非排除性と言われている公共財やサービスの最適化が予算編成によって可能であるとの従来の見解は幻想であったことを証明したものだと思います。

ところが知事は、バブル崩壊後、国の景気対策に歩調を合わせ、県債の増発と主要 3 基金の活用を行ってきたが、逆に景気低迷や減税により税収が落ち込む中で県債残高が累積し、公債費の急増により主要 3 基金が払底し、財政硬直化が進展しているものであります。日本経済が単なる景気循環ではない、構造的な長期停滞に入るといふ状況の見通しがつかないとはいえ、県財政を預かる最高責任者として、このような財政状況に至ったことについては責任を痛感しており、今後は 1 日も早い財政再建に向けて全力で取り組んでまいりますと、毎定例会ごとに同じ答弁を繰り返しております。この答弁は、経済通で聡明な知事答弁とは思えない答弁です。なぜならば、この答弁では、なぜ景気回復が起らず、県債残高がふえ続け、公債費が激増し、財政危機に陥ったのか、政策決定者である知事がなぜ財政健全化へ方針を転換する決断、意思決定ができなかったのかが明らかでないからであります。言いかえれば、問題先送り、改革逃避の答弁であり、この答弁では財政の健全化は不可能であると思います。

予算編成によって資源配分の適正化や世代間負担の公平化を図るためには、公会計改革による公会計原則の貫徹と意思決定の情報の公開と政策決定者の規律化が必要ではないかと私は思います。したがって、知事はこの 10 年間、予算編成の最高責任者であり、予算編成プロセスを実際指揮していた人ですから、財政健全化と資源配分の適正化や世代間負担の公平化のために、予算編成プロセスをどのように改革すべきかも明らかにすべきだと思います。知事は、いつの時点で財政健全化に向けての方向転換の必要性に気づいたのか、その後の予算編成プロセスにおける問題点についてどのように受けとめ、今後どのように改革していこうとお考えなのかをお聞きいたします。

憲法前文には、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し」と定めています。国民は、納税を通じて政府に経済資源の運用を委託し、いわば信託法上の委託者ないしは持ち分者の地位に立ち、他方、政府は国民から預かった経済資源を信託財産として管理運用し、いわば信託法上の受託者としての義務を負うという意味であると思います。また憲法は、「基本的人権は、現在及び将来の国民に与えられる」となっており、現世代の国民及び将来世代の国民にもひとしく基本的人権の享有主体として位置づけておりますから、首相や知事は、政策決定者の最高責任者としての受託責任を現世代の国民にも、また、まだ生まれていない将来世代の国民にも負っていることは明確であると思うのです。

そこでお聞きしますが、将来世代の国民にまで過度な負担を押しつける現在の財政運営は、時間軸上の資源配分の適正を失い、将来世代の国民の基本的人権を奪うものであり、税という信託財産を受託した受託責任という点から見て誤っていると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、小泉首相は、公約の 30 兆円の国債発行枠をみずから破っても大したことがないなどと発言をしておりますが、受託責任を負っている小泉首相の発言としては絶対に許されるべきことではないと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

財政健全化債の発行とその責任についてお伺いいたします。

平成 15 年度予算の危機的現状を象徴する 1 つに、財政健全化債 100 億円の発行があります。

私は、たびたび本会議場で基金に頼らない予算編成について質問してまいりましたが、知事は結局は基金を取り崩し、県債を発行するという、基金に頼って財政運営を続けてまいりましたが、平山知事が就任した平成 4 年に 2,169 億円あった主要 3 基金は、毎年平均 192 億円取り崩した結果、平成 15 年度末でわずかに 54 億円になり、完全に払底しました。一方、県債残高は、平成 4 年には 8,316 億円だったのが、平成 15 年度末には 2 兆 351 億円となり、毎年平均 1,094 億円ずつ県債発行をし、借金をしたことになります。知事就任後、以上のような基金に頼る財政運営を続ければ、現在の危機的な財政状況に到達することが日銀出身の経済通で聡明な平山知事にわからなかったはずはありません。私が初めて県議会議員になってからでも、財政危機について何度も議論をしてきた点でもあります。

しかるに昨年も、財政負担の許される範囲で景気対策に努めていくのはバブル崩壊後の至上命題であり、必要やむを得ない措置。しかし、結果として期待した景気回復が見られなかった。こうした事態に至ったことにつきましては、責任者としてまことに遺憾でありますし、先を見るその予測が不十分であったことについては、その責任を深く感じていると答弁する一方、我が県の財政は GDP の伸び率よりも借金の伸び率が高く、市場金利よりも国債や地方債の金利が上回っており、理論的には財政は破綻のコースを進んでいるのではないかと私の質問に対し、知事は、理論的にはそのとおりであるとも答弁しているのです。

そうしますと、知事は明らかに国・地方財政の原則、すなわち課税徴収権と通貨発行権という特殊な資金調達能力の反射作用として無限の担保力を負わされている国民、県民のことを考えずに、何か神がかり的とは言いませんけれども、問題先送り、改革回避で基金を取り崩し、県債を発行し続け、借金をしてきたのではないのでしょうか。そして、ついにその考えを捨て切れず、赤字地方債である健全化債まで基金のかわりに使い始めているのではないのでしょうか。こうした考えなら、あと 2、3 年は赤字地方債を発行し、次に来るのは財政破綻による国民に対する無限の担保力の発揮、すなわち昭和 21 年に実施された財産税のような大增税の要請ということが起こりかねないのであります。

したがって、直ちに基金取り崩しや赤字地方債に頼る財政運営をやめ、財政健全化路線へ財政政策を転換すべきと思いますが、知事の御所見をお聞きいたします。

財政健全化原則と目標を数値化した財政健全化プログラムの策定についてお伺いします。

平成 15 年度予算のポイントの説明にも、予算概要にも、財政健全化プログラムに沿った財政健全化の着実な前進とあります。しかし、私はたびたび指摘しておりますように、果たして我が県の財政健全化プログラムは財政健全化の名に値するものでしょうか。

知事は、提案理由の説明の中で、県民に対する行政サービスを急速に低下させないように努めながら、基金に頼った財政運営を改め、中期的かつ段階的に財政運営の均衡を回復することを目指し、同期間で歳出を 300 億円縮減することを目指し、健全化のための具体的方策を定めておりますと説明しておりますが、全く説得力がありません。現在の財政健全化プログラムは、現状のままたらどのぐらい財政収支不足が発生するのかを示したものであって、何年度にどの歳出をどのぐらい削減し、歳入をどのように増加させるのか、そして基金に頼らず、健全化債に頼らない持続可能な財政を確立していくのかについての手法や目標が全くない財政健全化プログラムであるからであります。

この財政健全化プログラムで予算編成を行うことは、基金が払底する中で、基金のかわりに財政健全化債を発行していくものでありますから、あと 1～2 年この状態を続けると、財政健全化債も発行できず、実質収支が赤字になったとき、赤字再建団体に転落するということになりかねません。

それに比べ、長野県の財政改革推進プログラムを見ると、ボリュームも 43 ページで、我が県の財政健全化プログラムと全く違いますし、本県の財政改革の目指すものとして 6 つの基本戦略を定め、これに従って、基金に頼らず、平成 18 年までの財政不足 1,141 億円を捻出するために、行政経費や補助金での削減で 173 億円、公共事業や県単事業で 634 億円削減する、職員あるいは給与削減で 250 億円を削減する、県税収入と受益者負担の適正化で 44 億円増収する、合計 1,101 億円を削減し、不足分を主要 3 基金 373 億円で補てんする。県債発行は 1,195 億円から 1,096 億円まで順次削減し、その結果、公債費は 1,681 億円から 1,580 億円にまで低下させるとなっており、極めて具体的で明快な目標が打ち出されております。性質別には、例えば平成 14 年度に比べて公共事業を段階的に 40% 削減、県単独事業を段階的に 50% 削減すると、具体的に数字で明示しております。

知事は盛んに、800 億円あった収支不足を健全化プログラムで 400 億円に削ったと言いますがけれども、

それは収支じりを合わせたものであって、戦略的に目標があって削減したのではありません。県も経営です。企業戦略からすると、しないことを決めることが戦略ではないでしょうか。プライマリーバランスをとるとか、ボーン理論などで公債残高を抑制するとかの目標を決めなければ、戦略とは言えないと思います。だから、新潟県は真の健全化プログラムの策定が必要なのです。

しかも、交付税特会も破綻の状態の今日、優良債などという県債は存在しませんから、新潟県もすぐそこに財政破綻の危機が待っています。したがって、長野県のように具体的な健全化の目標が明示されなければ、財政は健全化できないと思います。問題先送りや改革回避をせずに、財政健全化原則と目標を数字で明示した長野県のような財政健全化プログラムを策定する決意があるのかお伺いいたします。

財政健全化プログラムの条例化についてお伺いします。

ヨーロッパ各国の財政健全化への取り組みを調査してみますと、まずマーストリヒト条約で、財政赤字の対GDP比3%条項や公債残高対GDP比60%条項などの国際条約で財政健全化が義務づけられていることです。そして、健全化の目標、プロセスを明示した財政健全化法を法律化していることです。その方針に従って、移転財源の削減を主体とする歳出削減、年金の削減や失業保険の増額、消費税の増額や所得課税の増額など、各国なりの社会的セーフティーネットを構築しながら、増税や公務員給与の削減などの痛みを伴うことも取り組み、健全化へ取り組んできています。その結果、政府の政策的信用の確立から、むしろ財政健全化による消費の拡大、景気の回復という非ケインズ効果がヨーロッパで発生しております。我が国の財政再建法の凍結、廃止や我が県の財政健全化プログラムとは全く違う感じがいたします。

そこで、知事にお聞きしますが、このようなヨーロッパ各国の財政再建の成功の教訓を生かして、我が県の真の財政健全化プログラムを条例化する決意があるのかお聞きいたします。

次に、核燃料税の改正についてお聞きいたします。

昨年原発のトラブル隠し事件により、住民や県民の原発への信頼は完全に崩壊し、次々と検査、停止に追い込まれております。最大の電力需要期の夏に原発の再稼働が可能であるか、大きな注目も集めてきております。しかも、もんじゅに対する国の安全審査に対する無効の高等裁判所の判決もあり、原発運転再開には信頼の回復が前提だけに、事態は全く予断を許しません。

そうした意味で、約30億円の核燃料税が本予算に調整されていないことは理解ができます。しかし、既に何回も質問しているように、搬入された核燃料が柏崎市に貯蔵されている以上、それに課税するようにすべきだと私は思います。そうすれば、今日の事態のように原発すべてが運転停止に追い込まれても、貯蔵されている核燃料に賦課徴収でき、原発に関する行政需要に対応できると思うのです。したがって、核燃料税を改正し、課税客体を広くすべきと思います。

特に平成15年度予算に、停止に追い込まれた原発により核燃料税が納入されない事態は、原発のトラブル隠しにより信頼の崩壊に陥った現在の社会状況からすると、トラブル隠しという犯罪的行為を行った責任者が核燃料税から逃れるということは、社会的正義からも許せるものではありません。したがって、直ちに我が県の核燃料税を改正し、歳入に予算を調整すべきと思いますが、知事の御見解をお伺いいたします。

県税の徴収見込みについてお伺いいたします。

県税につきましては6.1%の減となっております。昨年は5.8%で、他県の平均が9.1%程度で、減額率が軽いと指摘いたしました。知事は頑として聞き入れませんでした。しかし、平成14年度の2月補正で146億3,800万円減額補正して結果が出ておりますように、私の主張どおりでありました。今回の地方財政計画では7.7%減ですが、6.1%で大丈夫なのでしょうか。まさか2年連続の予算割れはないのでしょうか。現状はどの程度の確度の数字なのか、その根拠も含めてお聞かせ願います。

いつも問題となっている投資的経費ですが、7.2%の減であります。しかし、我が県は全国平均よりも19.5ポイントも高いと、日銀から我が県経済のアキレス腱であると指摘をされており、地方財政計画よりは低いものの、依然として全国から見れば異常に高い投資的経費を調整したことになります。もともと発射台が高いのですから、全国平均よりも大幅に削減して初めて平均レベルになるはずで

前段でも触れましたが、長野県の財政改革プログラムは、公共事業により社会保障を行う歳出構造から脱却し、真に安心できる社会システムをつくり出すとの方針で、公共事業が過度に地域経済や雇用を支える構造を改め、福祉、医療の充実や雇用対策を進めることにより、県民が真に安心できる社会システムの構築を目指しております。その結果、段階的に公共事業40%削減、県単事業50%削減という大胆な方針を掲げ、実行しています。その結果、県債発行を実際14.9%削減し、県債残高を28億円減らしています。新潟県県債発行2,204億円、24.9%の激増、県債残高2兆351億円、3%増と比較しますと、全く行ったり来たりの差です。この原因は、前段で触れた財政健全化プログラムが何の役にも立っていないことを証明しているとともに、投資的経費に切り込んでいない結果であることが証明されてい

ます。

公共事業は、社会資本整備のために行うものであって、社会保障のために行うものでは本来ないはずであります。知事は、投資的経費の削減問題ではいつも同じ答弁を繰り返しておりますが、その結果、知事答弁によれば、財政が絶対数値で危険水域に入ったのではないのでしょうか。ケインズ効果や乗数効果の呪縛から解き放し、むしろ財政健全化による非ケインズ効果による景気の回復を考えるなど、呪縛からの解放が必要ではないかと思えます。知事は、今後投資的経費をどのように削減していく考えなのか、お考えをお聞きいたします。

入札制度の改革についてお聞きいたします。

平成 13 年度普通会計決算審査特別委員会の知事総括質疑でも、我が県の入札について知事から調査結果が発表され、その後もマスコミで大きく取り上げられています。私は、監査委員の指摘事項すら調査されていなかったことを指摘し、政策決定者の最高責任者として、規律化についてどうお考えかをお聞きいたしました。知事は、十分でなかったということについては深く反省しています。おっしゃるとおりのところがありますので、今後こういう問題についてもっとシビアに、そして内容について把握をするよう努力すべきであると反省しているところでございますと答弁されました。

平成 14 年度の入札状況の調査結果の報告を求めた米山議員に対する答弁は、土木部の予定価格内の入札者で 1 社のみは 708 件で 21.9%となっており、しかも 99%以上の落札率の中では 56.7%となっており、普通会計決算審査特別委員会の知事答弁と大差はありません。また、連合委員会の近藤委員の質疑でも、土木部長の答弁から 1 位不動の原則があると判断できます。落札率 1%で 25 億円も削減されるとの報道もあり、財政危機の中で大きな問題です。監査委員が不自然な入札として指摘している入札が今日もなお依然として続いているということだと思います。そうした入札事案を直ちに調査すべきであると私も思います。しかし、知事答弁ではそこがはっきりいたしません。

そうしますと、競争原理や透明性が疑われており、入札制度を改革することが緊急に求められていると思います。ワーキンググループをつくり、検討することですが、事態は緊急を要しているのですから、それ以前に入札監視委員会の権限を思い切り強化するとか、入札制度改革をむしろトップダウンで早急に結論を出し、入札制度を改革すべきと思いますが、知事のお考えをお聞かせ願いたいのであります。

我が県がどのような地方税制改革と国税財源の移譲を求めるかについてお伺いいたします。

政府予算案と一緒に提出される地方財政計画において、大幅な地方財源不足が発生し、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の違反の状態がことしも発生しています。地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項違反は、通常収支の財源不足が 10%を超える場合とされていますが、平成 15 年度においては 13 兆 4,457 億円発生し、臨時財政特例債や財源対策債が乱発されています。

地方財政計画が国会に提出されるということは、地方財源を国が保障しているということと私は思いますが、現実には交付税特会に既に 48 兆円を超す膨大な借金が発生し、交付税特別会計借入金金利が不安定な状態を迎えているという事実は、交付税特会の破綻状況を証明したものであり、地方財源確保を抜本的に行わなければならないことを示しています。すなわち、我が県が優良債によって半分保障されているから大丈夫だなどの論議はとっくの昔に終わり、補助金化した交付税財源そのものが保障されない危機に直面しています。

こうした地方財政の危機を克服するには、地方財源確保が絶対、緊急の課題として必要です。また、地方財政のウエートの国際比較を見ると、日本は一般政府支出の 80%を占めており、地方財政はカナダやドイツなどの連邦制に匹敵する重要な地位を占めております。したがって、歳入もこれに合わせて、少なくとも一般政府歳出の 80%は地方財源とすべきなのであります。したがって、所得課税、消費課税、資産課税のどの分野にどのくらい地方が求めているのかを明確にして国に迫るべきです。決意としては、国税財源のすべてを地方財源にし、逆交付税制度で地方財源を確保するぐらいの決意が必要だと思います。

また、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項は、3 年平均して初めて発動されるものでありますから、実態は 11 年も通常収支不足が 10%を超えていることを意味しています。そのことは、もはや国自身が法律を守らない状態でありますから、幾ら地方分権推進委員会最終報告において地方財源の移譲を提起されても、国は実行する気がないということだと思います。そうした国の態度に地方自治体が合わせていたのでは、豊かな地方分権社会などは実現するはずはありません。今こそ地方自治体の方から税源移譲を迫り、戦い取ることでなければ、自己決定、自己責任の効率のよい行政や事務事業も実現するはずありません。

経済財政諮問会議の国庫補助負担金と交付税の削減、税源移譲の三位一体の改革の取りまとめは、しよせん大きな期待をかけられるものではないと私は思います。したがって、自治体の方から地方財源を

戦い取るために何を目標に進むか、知事はどの財源を求めてどのように働きかけていくか、その考えを明らかにすべきであると思います。この点、知事の決意も含めてお聞かせ願いたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【平山征夫知事】

佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、財政危機の原因究明、そしてまた私の財政運営の総括ということですが、バブル経済が崩壊した後、国と歩調を合わせながら、数次にわたって県内の景気、雇用の下支えを図る、このことは当時の経済状況からいけば適切な政策だと思えますが、県内の社会資本の整備のニーズもありましたので、この促進も図る。そして、県債の増発と同時に主要3基金の活用、これはバブル期に2,000億円を超える形で積み上がっていましたので、これの有効活用を図る等々で、絶対的な有効需要の不足を補いながら、民需主導の自立的な経済回復を期待するという政策をとったわけでありました。その後、その効なく、逆に景気低迷と政策減税が一段と進められまして、税収の落ち込む中で、新たな行政需要、そして県債残高の累増等々から公債費の急増もあり、構造的かつ大幅な収支不足が継続し、財政の硬直化が進展している、このことについては繰り返し述べてきたわけですが、このこと自体は、全体としてみれば、その時点の財政運営の判断としてはやむを得ない選択であったというふうに考えます。

結果として、主要3基金が底をつき、予想以上に県税や地方交付税も大幅に減少する中で、財政健全化プログラムの策定等により、あらゆる財政健全化の努力を行っているところでございますけれども、実質的な赤字債であります財政健全化債を発行せざるを得ない状況に至ったことについて、県財政を預かる者として、その責任を痛感しているというふうに申し上げた次第であります。

また、財政健全化への方向転換、あるいは予算編成プロセスの改革ということですが、私としては、県財政の運営に当たっては、本県の財政繰りを見ながら、平成10年度までは民需主導の自立的な景気回復という効果を期待しながら、今ほど申し上げたような累次の経済対策を講じてきたところでございますけれども、結果として財政による有効需要創出から民需主導の経済回復へのバトンタッチがうまくできず、平成9年度半ばまで回復傾向が見られておりました景気が平成10年度を境に低迷状態に陥りましたところで、先行きへの懸念を強く抱くようになりまして、日本経済が経済のグローバル化、デフレ圧力の克服、不良債権の処理等々の課題を抱え、単なる景気循環ではない、構造的な景気停滞に陥ったことを痛感した次第であり、その後は財政の運営上はブレーキを踏んでいこうということで方針を変えた次第です。この状況の見通しが早くつかなかったことについて、責任があるかと言われれば、なかなか当時の状況からいけば見定めにくかったということでありまして、不測の事態であったというふうに考えております。

したがって、財政再建へ明確なかじを切ったのは平成11年度以降ということになりますし、財政健全化計画を作成し、そしてその後は財政健全化の推進に努めてきたところでございますけれども、その後も予想以上に県税収入が落ち込んでしまいましたし、介護保険を中心とする新たな財政需要の発生から、一段と踏み込んだ対応をすべきと考え、14年度の当初予算をマイナスへ切り込むと同時に、財政健全化プログラムを作成いたしまして、これまでのところ、ソフトランディングを前提をしつつも、鋭意再建に取り組んでいる次第です。

こうした健全化計画・プログラムについては、広く県民の皆さんにもPRしており、意思決定の透明化という点についても十分対応してきたというふうに考えております。

次に、世代間の負担の公平という懸念でありますけれども、御質問が国と県とやや一緒になっているように思いますので、正確な答えになるかわかりませんが、バブル崩壊後、我が国では景気、雇用の下支えを目的に、将来の世代にも残る社会資本の整備を前倒しで実施してきたこと、そして国、地方を通じます絶対的な税収不足のもとで、その財源を公債で補ってきた結果、公債残高が増嵩しており、そしてその結果、さらに公債費の増加により政策的経費への財源配分が一層限定されるという問題、そしてまた最長60年という借りがえ償還ルールは、長い将来にわたって次の世代に過度の負担を残すということになりますし、そのことが今後の借換債が急増してくるといふ借りがえ問題も生ずるわけであり、これらを含めて大きな課題になってくるといふふうに考えます。

この点を県ベースで見ますと、県債残高が累増しているという点は問題であります。しかし、借りがえは原則20年まででありますし、財政健全化プログラムにおいて公債発行ルールを設け、通常債の発行はかなり規制してきており、今後は少なくとも公債費の増加に相当する程度の歳出を削減し、収支不

足の解消を目指して取り組んでおりますので、将来の県民への大きなつけ回しということにはならないというふうに思っております。

いずれにしても、国家予算の約半分が公債収入に依存しているという異常な状況にあるわけであり、早急に受益と負担の乖離、世代間の負担の公平など、我が国の行財政に係る課題についてはこれを明示して、国民的議論を進めながら解決策を確立すべきであり、それは現世代の責務であるというふうに考えます。

また、小泉首相のいわゆる国債 30 兆円枠の問題ですけれども、先般の衆議院予算委員会において、党首討論で御指摘の発言があったわけですけれども、事後に総理みずからも軽率であったと述べておられるように、国、地方を通ずるこの財政危機の状況の中に、ある一国の首相の発言としては極めて不適切であったというふうに言わざるを得ないと思います。

しかしながら、こうした発言の適否はさておきまして、この目標は、14 年度の国の当初予算編成において、将来的なプライマリーバランスの黒字化を視野に入れた財政健全化の第一歩として定めたものであり、最終的には国税収入の大幅な落ち込みの中で、改革加速プログラムを実施するために補正予算を編成したことにより、国債発行額が 35 兆円となったものであります。このこと自体は、このような経済情勢下における財政運営としては、もともと目標の維持には難しさがあったわけであり、私としてはやむを得ないものであったというふうに考えております。

次に、基金の取り崩しや赤字地方債に依存する財政運営を転換すべきという御意見ですけれども、財政健全化プログラムにおきまして、大幅な収支不足を解消し、基金に頼らない財政運営を目指し、歳入歳出両面にわたる各般の財政健全化の具体的な方策を定めて、着実に取り組んでいるところであります。

また、財政健全化債につきましても、15 年度予算においては、ソフトランディングを目指すため、やむを得ず発行せざるを得ないと判断したものでありますけれども、これに依存した財政運営は好ましくなく、可能な限り発行額の抑制と期間の短縮を目指してまいり所存であり、今後の経済情勢や国の地財対策いかんでは、増税権のほとんどない地方自治体としては、ハードランディングも想定していかなければならないというふうに思っております。

次に、財政再建に当たっての数値目標等の明示についてでございますけれども、14 年 1 月に、長期の経済低迷による予想以上の税収の減少と交付税の見直しの動向、さらには主要 3 基金の払底等の状況を踏まえ、より踏み込んだ財政再建対策が必要と考え、財政健全化プログラムを立てたわけであり、中期的な収支項目ごとの見通しを示すと同時に、期間中の歳出削減目標を公債費の実質的な増加額に相当する 300 億円と明記しております。

私としては、3 年間の中期的な目標を財政健全化プログラムで明示し、地域経済の情勢や国の財政、さらには地方財政対策等の状況もにらみながら、各年度の予算編成を通じて、議会の審議を経ながら財政健全化を具体化していくことが適切であるというふうに判断し、現在のような進め方をしているところでございます。

次に、ヨーロッパの財政再建の教訓を生かして、健全化計画を条例化すべきという御提言でありますけれども、御指摘のマーストリヒト条約においては、EU のいわゆる通貨統合という歴史的な大目的のために、EU 各国がある程度経済状況、政策をそろえていくという、そのために果たすべき条件として、物価、為替レート及び市場金利の安定に加え、財政に関しましても、国と地方を含めた政府部門の財政赤字が対 GDP 比 3% を超えないこと、及び負債残高が対 GDP 比 60% を超えないこととし、欧州各国がこの基準の達成に向けて、フランスにおいては財政 5 カ年計画法等を制定するなど、各国において財政健全化に取り組んだことはよく承知しております。

健全化に関する条例の是非ということについては、そもそも条例化することの意義、あるいは法律的な効果の検討が必要となりますほか、平成 9 年に地方財政も対象に財政構造改革推進法を制定したにもかかわらず、経済状況に柔軟に対応できないということで、平成 10 年にその効力が停止されておるということを踏まえますと、条例化はかえって経済情勢の変動や突発的な行政需要等への積極的な対応を失うのではないかという懸念もございします。

さらに、県の歳出は、教育、警察、福祉といった法令等によって義務づけられている経費が多いわけであり、自主的にコントロールの及ぶ部分は少ないということ、一方歳入につきましても、地方交付税や国庫支出金に依存をし、国予算や地財計画の影響を毎年度見きわめるといった必要がありますことから、条例化をするためには課題が大変多いのではないかというふうに考えます。

私としましては、3 年間の中期的な目標を財政健全化プログラムで明示し、地域経済情勢や税収動向等をにらみながら、各年度の予算編成を通じて、柔軟かつ着実に財政健全化を進めることが適切であるというふうに判断しており、現在のような進め方としている次第でございます。

次に、核燃料税でありますけれども、現行の核燃料税は、原子炉に挿入する核燃料の取得価格を課税

標準としており、原子炉の運転を前提にした税制となっております。

今回のように原子炉の運転が長期間停止されたことに伴って、核燃料税の収入が見込めず、県財政へも影響が生じていることを踏まえ、こうした長期の停止ということ想定しなかったということはありませんけれども、原子力発電所の立地に伴う安全対策とか民生安定対策などの行政需要を賄うために、その財源を安定的に確保するという必要もあるというように思われますので、今回の柏崎市の自主課税の動き等も含め、16年11月の核燃料税条例の更新の際には、県としてもこうした視点から検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、15年度の県税収入でありますけれども、14年度の税収見込みが違ったではないかと、佐藤議員が指摘したとおりになったではないかと、こういうおしかりでありますけれども、15年度の県税収入は、今年度の最終見込額をベースにして、地方財政計画のほかに、政府経済見通しによる経済成長率や、日銀短観の景気見通しによる企業収益の動向、預金金利や自動車登録台数の推移など、各税目と密接に関連する経済指標等を参考にしながら、税制改正の影響等も勘案して見積もっておるところでありまして、現時点で税収としてそうしたものを見ながら確実に見込めると判断したものを予算に計上している次第でございます。

景気見通しでは、デフレ基調が続く中で、経営の合理化の進展等によって企業業績の回復が予測されておりますし、これをベースに、今年度は大幅に落ち込んでいる法人2税の増収を見込む一方で、地方消費税や個人県民税については、消費の低迷とか所得の減少による減収も見込むなどしており、その結果、全体としては今年度とほぼ同程度になるものと見積もった次第であります。したがって、こうした景気見通しに今後差異が生じるといたしますと、上ぶれ、下ぶれ、いずれの可能性も否定できないというのは前提があるからでありますので、その点については御理解賜りたいというふうに思います。

次に、今後の投資的経費の削減でありますけれども、財政健全化プログラムにおいては、財政負担の可能な範囲内に投資的経費の規模を平準化することを基本とし、段階的な削減を図るということにしております。県単公共事業については、相当規模の抑制基調を基本としつつ、最終的には経済対策実施以前の水準まで平準化するというようにしております。今後ともこの方針に沿って健全化を進めてまいりたいと思います。

なお、財政支出や減税による総需要創出が景気回復につながるといういわゆる伝統的なケインズ効果が我が国では十分な効果が見られていない、この点についてはいろんな分析がありますので、ケインズ効果が薄くなったということ、そしてまた、こうした政府による有効需要を上回って民間需要が落ち込んだために、そうしたものが分析してもなかなか出てこないという評価もあります。そうした意味でのケインズ効果の議論とあわせて、逆に現在、それとは逆に、一定の経済・財政環境のもとで、ここは非常に難しいのですけれども、一定の財政と経済の環境のもとであれば、財政支出を削減する、あるいは増税を行う、いわゆる財政の回復を図ることがむしろ景気の回復にもつながるという、これはわかりやすく言いますと、非常に大きな赤字財政状況になって、累積の債務がありますと、将来必ず増税されるだろうという国民の不安感がありますので、むしろ財政赤字をふやしていくという方向にいきますと、ますます先に対する不安感から景気を下押ししてしまうと。むしろ、一時的には逆と思われましても、財政支出を削減する、そして財政を再建していくことによって、将来の見通しがむしろ好転する、増税の幅がかえって減るだろうというふうに国民がとれば、消費をふやすことはあり得るということで、いわゆる財政再建と景気回復のこの2つを同時に達成することができるという、私から見ればこんないい方策はないのですけれども、これを今非ケインズ効果といって議論されているところでありますし、ヨーロッパの一部、デンマークとかアイルランドでそうした効果が見られた時期があったという点が経済学者から指摘され、議論されております。この点に目を向けて佐藤議員も御指摘になったのだと思いますけれども、この研究が進められていることは承知しておりますけれども、これまでの我が国の経済においてとられたケインズ政策、そして非ケインズ効果、いずれも確実に見込まれないという評価が一般的でありますし、世界の中でもごく一部、今申し上げたようなところで見られているというのが現状の評価であり、果たしてこうしたものを頼るのが正しいのか、財政再建と景気回復が同時に果たせる理想的な政策があるならば、それをとることはやぶさかでございますけれども、県としては、非ケインズ効果が確実に見込まれるということでない以上、意図的にそうした政策を実施することは難しいというふうに考えます。

なお、御指摘のありました長野県の公共事業の大幅削減分の福祉部門へのシフトが非ケインズ政策であるという御主張のようでもありますけれども、そのことについては、財政支出によるケインズ政策は、公共事業のみならず、福祉であっても同じわけでありますので、その意味では、御指摘のような政策意図を持っているかどうかについては、私はそうではないのではないかと考えておりますし、歳出項目を公共から福祉等に変えることによって経済効果に大きな差異が出るかについては、それほど大きいもの

ではないのではないかと考えています。やはり基本的には、公的部門から民間部門への資源の再配分を行って民間需要をふやしていくという明確な意図を持った政策を行うことが重要だというふうに思います。

次に、入札制度の改革への取り組みであります。

入札制度改革への取り組みについては、トップダウンで早急に結論を出せという御指摘でありますけれども、私としましては、これまでもさまざまな課題について、現状分析や検証結果なども踏まえながら、時期をとらえて入札・契約制度の改善に積極的に取り組んできたところであります。

しかしながら、さきの決算審査特別委員会における監査委員の御指摘のとおり、現状では落札率が高水準にとどまり、予定価格内の入札が落札者のみといった比率も高いことから、十分な競争性が働いていないというふうに見ざるを得ないと思っております。そういった意味で、この指摘について重く受けとめております。

県では、入札・契約手続の透明性、競争性の一層の向上を図るため、本年4月から公募型指名競争入札の適用範囲を3億円以上の工事から2億円以上の工事へ拡大することとしておりますほか、間もなく設置されます新潟県入札監視委員会において、第三者である委員の皆さんから広く御意見をいただきながら、これを適切に入札・契約制度に反映させてまいりたいというふうに思います。

また、さらなる入札・契約制度の改善を図るために、御指摘の庁内の公共工事発注部局並びに総務部などで組織するワーキンググループにおいてあらゆる角度から検討を行い、御指摘の点もございまして、できるだけ早急にこうした作業を行いたいというふうに思います。

次に、地方税財源の確保の働きかけでございますが、県財政の健全化については、県みずからの徹底した努力による自主的な対策をさらに進めることはもちろんですけれども、先ほど申し上げたとおり、2兆円に達する県債残高の半分近く、及び新規に発行する県債の6割程度が国の財源対策のしわ寄せ等によるものになっておるといふ状況からして、国、地方を通ずる税財政制度の抜本的な改革は避けて通れない喫緊の課題であります。

現在、国におきましては、本年6月を目途に、いわゆる三位一体の改革についての構想を経済財政諮問会議で取りまとめることとしておりますので、地方分権の確立、地方財政の立て直しという観点からも、地方税財源の充実確保、中でも税源の移譲の実現に向けて積極的に働きかけてまいりたいというふうに思っておりますし、全国知事会等の活動を通じて、他県の知事とも協調をとりながら、全国的に議論を盛り上げてまいる必要があるというふうに考えており、御指摘の税源の移譲についての具体的な迫り方については、今後さらに詰めていくこととしている次第であります。

以上です。

【佐藤浩雄議員】

第1番目、知事就任後の10年の財政運営の総括的な意見ですが、平成10年に民需へのバトンタッチがうまくいかず、それ以降はブレーキを踏み込んできたという御答弁ですが、この間、バブル崩壊後10年、多くの首相が次々かわって、ほとんど無責任体制みたいなものですが、知事は10年間、一貫してそこに座り続けて予算編成に当たられてきておるわけです。そういう意味で、受託責任を負っている最高責任者としての規律の問題からしても、このような危機的な財政をつくってきたという責任からは逃れられないと思います。

したがって、単に平山知事の問題ではなくて、以降もしこのような事態をまた繰り返しては困るので、少なくとも知事就任のこの10年間の総括をはっきりしておくべきだと私は思います。特に、その平成10年ですか、平山知事が破綻のコースを歩み続けたのではないかと気づくというか、そういうときに、以降どのような予算編成プロセスがあり、その過程でいろいろあったと思います、実際。そういうことをしっかりと後世に残していくことが知事の責任でもあります。私は今のようないまいな答弁ではなくて、もっとシビアに、この10年度から明らかにおかしくなったと気づいたら、それはそれでいいですが、それ以前から、財政、国の地方財政計画を含めて、例えば交付税の補助金化とか、そういう状態がずっと続けられ、ありとあらゆる規律を破っていくやり方をとってきたことは明確なわけで、その結果、今日があるわけですから、その時々々の予算編成プロセスを明確に突き出すことを通じて初めて、後世の人たちにこのような禍根を再び繰り返さないために必要だと私は思います。

ぜひそういう意味で、総括をはっきりもう一度していただくことと、もう一つは、予算編成プロセスそのものをもっと明確に述べていただきたい。そのことによって、予算編成の問題点が明らかになるの

ではないでしょうか。もちろん、言うならば、知事の御答弁によれば、国の責任も半分以上あるのだと言いたいことだと思います。それはわかります。しかし、実際、県知事が県予算を編成するわけですから、その予算編成のプロセスをもっと明確に、政治的な過程も含めて明らかにすべきだと思いますので、その点を再度お伺いします。

それから、県債の今の御答弁ですが、県は20年で、借換債がもう限界なのだと、だからそういうことはないのだと、こういう答弁ですが、私はそうは思いません。そうだとすれば、また新たな県債発行をすれば、結局は同じようにつけ回すことになるのではないですか。私は、そういう認識ではいけないのだと思うのです。少なくとも、現在でも我が県の借換債がもうずっと増嵩してきています。そして、結局不足であれば、その段階で20年後また新しくやるでしょう。そういうことをやっていけば、無限に後世にまでツケをつけ回すということは起こり得るわけです。したがって、その点をぜひ改めるためにも、その点を明確にさせていただきたいと思います。

それから、入札制度改革のことについてお伺いしますが、今の知事答弁では、私はもっと突っ込んでできるのではないかと思います。とにかく財政も大変なわけですから、緊急性を要しているわけです。もっとトップダウンで、現在、既に、例えば予定価格の公表とか、幾つかの地方自治体で既に試行的にも改革が行われています。そういうことをトップダウンでまずやって、やった中で効果がなければもう一度検討し直すぐらいの余裕があってもいいと思います。そういう意味で、私は知事ぐらいの、今まで10年間この席に座ってありとあらゆることを経験してこられた人ですから、トップダウンで、この点はもう始動してもいいのではないかと。そういう意味で、この入札制度を思い切って改革をして、そしてその後のリサーチを行って、もし効果がなければ、もう一度ワーキンググループでさらに検討を加えるということもあってもいいのではないかと。そういう意味で、もう一度この入札制度改革について、知事のトップダウンの決意をお伺いいたします。

以上です。

【平山征夫知事】

佐藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、財政の運営の総括ということで、その予算編成のプロセスも含めてもう少しはっきりしろということですが、議会の場での一定の答弁として私は先ほど申し上げたつもりであります。さらに詳細にということであれば、時間の関係もありますので、別途申し上げたいと思いますけれども、先ほど申し上げた要約としては、私としてのこれまでの10年間をすべて述べたつもりであります。

先ほど基金の崩しを200億円ぐらいとおっしゃいましたが、財政再建のときに大体200億円ぐらい崩して、2.5%ぐらいをめぐりに前年比の予算を組んで、そしてそれをゼロに落として、さらにマイナスに踏み込んできたということはいろんなところで申し上げてきています。この踏み込み方がこれから十分かどうかについては、今後の財政を見て、先ほど言いましたように、ハードランディングを含めて今後の課題かと思いますが、これまではソフトランディングの中で、財政状況を見ながら、徐々にそうした方向をとってきたことを申し上げた次第であります。

県債の20年借りかえをさらに延ばすかどうかということについては、原則的にはすべきではありませんので、償還していけば、それぞれ残高がその分減っていくわけですから、じっと我慢を続けながら、できるだけ償還をしていって余裕をつくっていくというのが原則だと思います。しかし、国の財政状況、あるいはその影響等がさらに出てきて、場合によって20年の借換債をふやさなければいかんとか、財政繰りということが出てくることもありますので、絶対そうすべき、あるいはそうなりますというふうに明言できませんけれども、原則的にはおっしゃるとおりだと思っています。

それから、入札制度のトップダウンについてですが、トップダウンだからこそ、ワーキンググループをつくって検討しろというふうに申し上げて、できるだけ早く動き出したところであります。それからもう一つは、入札制度の見直しの中身をトップとしてこうすべきだというふうに、内容をすべて詰め切って私が命令するだけのまだ中身の詰めは私自身はできていませんので、十分議論していただいた上で、その中から判断をしたいというふうに思います。

予定価格の事前公表制度については、検討したいというふうに思っています。

以上です。